

令和 2 年 8 月 3 日

株式交換に関する事前開示書類

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

株式会社 N o . 1

代表取締役 辰巳 崇之

当社は、令和 2 年 5 月 26 日付で、株式会社アレクソン（住所：大阪府大阪市中央区安土町一丁目 8 番 6 号 大永ビル四階。以下「アレクソン」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和 2 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、アレクソンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 令和 2 年 5 月 26 日開催の取締役会決議に基づき、当社とアレクソンとの間で、令和 2 年 5 月 26 日に、当社を株式交換完全親会社とし、アレクソンを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

② 令和 2 年 6 月 26 日開催の取締役会決議に基づき、アレクソンが保有する全ての自己株式（令和 2 年 6 月 26 日現在 8,200 株）を消却いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 令和 2 年 5 月 26 日開催の取締役会決議に基づき、当社と株式会社エフティグループ（以下「エフティグループ」といいます。）との間で、令和 2 年 5 月 26

日に、エフティグループが保有するアレクソンの普通株式について、エフティグループを売主とし、当社を買主とする株式譲渡契約を締結しました。なお、令和2年7月31日に株式譲渡を完了しております。

(2) 令和2年5月26日開催の取締役会決議に基づき、当社とアレクソンとの間で、令和2年5月26日に、当社を株式交換完全親会社とし、アレクソンを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項
(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号)

本株式交換は会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

別紙 1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社N o. 1（以下「甲」という。）及び株式会社アレクソン（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 株式交換

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 甲及び乙の商号及び住所

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

- ①商号：株式会社N o. 1
- ②住所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

(2) 乙

- ①商号：株式会社アレクソン
- ②住所：大阪府大阪市中央区安土町1-8-6大永ビル4階

第3条 本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に9.553を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式9.553株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 甲の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が適当に定める。

第5条 乙の自己株式の取扱い

乙は、基準時において乙が所有している自己株式（会社法第785条第1項に定める、

本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を、第6条に規定する効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時に消却する。

第6条 効力発生日

1. 本株式交換の効力発生日は、2020年9月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換は、甲及び株式会社エフティグループの間において本契約締結日付で締結された株式譲渡契約書に基づき、甲が乙の株式を有効に取得することを停止条件としてその効力を生ずる。

第7条 承認の手続

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第3項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき乙の株主総会の決議による承認を得ないで、本件株式交換を行うものとする。

第8条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 本契約の効力

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第7条第1項但書に基づき本契約に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、第7条第1項但書に定める甲の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 次条に従い本契約が解除された場合

第10条 本株式交換条件の変更及び本契約の解除

本契約日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 協議事項

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定める。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため本書 2 通を作成し、本契約当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 26 日

甲： 東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号
株式会社N○. 1
代表取締役 辰巳 崇之



乙： 大阪府大阪市中央区安土町 1-8-6 大永ビル 4 階
株式会社アレクソン
代表取締役社長 三瀬 厚



別紙 2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相
当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相
当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	アレクソン
本株式交換に係る 割当比率	1	9.553
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：28,315 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

アレクソンの普通株式 1 株につき、当社の普通株式 9.553 株を割当て交付いたします。た
だし、当社が保有するアレクソンの普通株式 229,521 株については、本株式交換による株式
の割当てを行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交
換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が
生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がアレクソンの発行済株式の全てを取得する時点の直前
時（以下「基準時」といいます。）のアレクソンの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、
その保有するアレクソンの普通株式の合計数に 9.553 株を乗じた数の当社の普通株式を割当
て交付する予定です。

当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定で
あり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、
アレクソンは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準
時の直前時までアレクソンが保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行

使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じてアレクソンが取得する自己株式を含みます。) を、基準時の直前時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、アレクソンによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1 単元（100 株）に満たない数の株式）を保有することとなる当社の株主においては、会社法第 192 条 1 項の定めに基づき、その保有する単元未満株式を、当社に対し、買い取ることを請求することができます。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理するものとします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 算定の概要

当社の企業価値については、当社が上場会社であり、市場価格が存在することから、市場株価法を採用し、2020 年 4 月 28 日を評価基準日とし、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)市場における評価基準日の終値及び評価基準日以前 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の終値平均株価を算定の基礎とし、当事者間で慎重に協議したうえ本株式交換の取得基準日である 2020 年 5 月 25 日の当社終値 1,013 円を採用しております。非上場会社であるアレクソンの企業価値については、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びアレクソンから独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティングを選定し、アレクソンの企業価値を依頼いたしました。株式会社プルータス・コンサルティングでは、アレクソンの企業価値の算定について、将来の事業活動の状況を反映するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。DCF 法においては、アレクソンが作成した 3 ヶ年事業計画

を基に、当社が精査した事業計画に基づいて算定した将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しており、割引率は一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しております。なお、DCF法の算定の基礎としたアレクソンの将来フリー・キャッシュ・フローは、本株式交換の実施を前提としたものではなく、当該3ヶ年事業計画において大幅な増減益が見込まれる事業年度はありません。

株式会社プルート・コンサルティングによるアレクソンの1株当たりの株式価値の範囲は次のとおりです。

評価方法	アレクソンの1株当たりの株式価値の範囲
DCF法	8,300円～11,857円

(注) 小数点以下は切捨て。

なお、本株式交換に係る割当の詳細内容につきましては、株式会社プルート・コンサルティングによる算定結果を踏まえて、当事者間で慎重に協議したうえ、決定しております。

②算定機関の名称及び当社との関係

株式会社プルート・コンサルティングは、当社及びアレクソンから独立した第三者算定機関であり、当社及びアレクソンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関する記載すべき重要な利害関係は有しません。株式会社プルート・コンサルティングは、企業価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。

2. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条第 2 項の規定に従い、当社が別途適当に定める額といたします。

別紙 3 アレクソンの最終事業年度に係る計算書類等
次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

(令和 2年 3月 31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,735,871,233	流 動 負 債	599,472,020
現金及び預金	710,075,556	支払手形	124,366,926
受取手形	139,516,640	買掛金	199,292,898
売掛金	461,886,823	一年以内償還予定の社債	14,000,000
商品	20,580,620	一年内返済予定の長期借入金	24,048,000
製品	39,158,448	未払金	24,034,497
原材料	367,959,927	未払費用	12,876,435
仕掛品	15,604,492	未払法人税等	123,972,150
貯蔵品	276,019	未払消費税等	38,884,888
前渡金	307,367	前受金	3,245,000
前払費用	8,056,650	預り金	2,118,249
預け金	1,546,220	前受収益	776,600
その他	1,675,203	賞与引当金	19,645,000
貸倒引当金	△ 30,772,732	製品保証引当金	12,211,377
固 定 資 産	547,243,342	固 定 負 債	151,060,362
有形固定資産	448,096,948	社債	56,000,000
建物	82,669,974	長期借入金	29,607,000
構築物	2,412,257	長期預り保証金	4,550,000
機械及び装置	1	長期未払金	9,178,832
車両運搬具	2,340,148	退職給付引当金	51,724,530
工具、器具及び備品	14,848,380		
土地	345,826,188		
無形固定資産	22,870,941	負債合計	750,532,382
ソフトウェア	21,328,135	(純資産の部)	
電話加入権	1,542,806	株 主 資 本	1,532,927,953
投資その他の資産	76,275,453	資 本 金	90,000,000
関係会社株式	9,538,560	資本剰余金	348,462,380
投資有価証券	9,360,575	資本準備金	217,500,000
繰延税金資産	21,796,202	その他資本剰余金	130,962,380
破産更生債権等	130,006	利益剰余金	1,101,435,573
長期前払費用	1,052,041	利益準備金	7,980,750
前払保険料	9,383,626	その他利益剰余金	1,093,454,823
保険積立金	8,000,000	別 途 積 立 金	142,412,168
敷金	17,107,862	繰越利益剰余金	951,042,655
その他	30,391	自己株式	△ 6,970,000
貸倒引当金	△ 123,810	評価・換算差額等	△ 345,760
		その他有価証券評価差額金	△ 345,760
資産合計	2,283,114,575	純資産合計	1,532,582,193
		負債・純資産合計	2,283,114,575

損益計算書

〔 自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日 〕

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,809,306,491
売 上 原 価		1,976,730,720
売 上 総 利 益		832,575,771
販売費及び一般管理費		500,845,214
営 業 利 益		331,730,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,235	
経 営 指 導 料 収 入	1,500,000	
雑 収 入	129,794	
営 業 外 収 益 合 計		1,632,029
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	610,852	
手 形 売 却 損	248,379	
支 払 手 数 料	1,336,650	
支 払 保 証 料	3,172	
雑 損 失	473,599	
営 業 外 費 用 合 計		2,672,652
経 常 利 益		330,689,934
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,123	
特 別 利 益 合 計		15,123
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	299,823	
固 定 資 産 除 却 損	5	
特 別 損 失 合 計		299,828
税 引 前 当 期 純 利 益		330,405,229
法人税、住民税及び事業税	173,070,187	
過 年 度 法 人 税 等	△671,956	
法 人 税 等 調 整 額	△8,492,095	
法 人 税 等 合 計		163,906,136
当 期 純 利 益		166,499,093

製造原価報告書

〔 自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日 〕

(単位:円)

科 目	金 額
材 料 費	1,504,519,399
労 務 費	172,542,456
外 注 加 工 費	52,146,414
経 費	51,975,329
当 期 製 造 費 用	1,781,183,598
他 勘 定 より 振 替 高	-
期 首 仕 掛 品 棚 卸 高	19,501,704
当 期 総 製 造 費 用	1,800,685,302
他 勘 定 へ の 振 替 高	1,235,024
期 末 仕 掛 品 棚 卸 高	15,604,492
当 期 製 造 原 価	1,783,845,786

販売費及び一般管理費

自：平成 31年 4月 1日
至：令和 2年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
役員報酬	54,516,000
給与手当	125,320,693
法定福利費	29,473,497
賞与	10,814,942
賞与引当金繰入額	10,631,500
退職給付費用	5,144,444
退職金	1,270,414
通勤費	6,363,987
求人費	2,892,362
福利厚生費	1,578,796
退職給付引当金繰入額	20,231,638
旅費交通費	21,818,938
車両費	151,226
通信費	13,231,112
備品・消耗品費	6,050,796
事務用消耗品費	1,226,908
図書費	93,721
教育費	136,511
諸会費	797,493
会議費	4,711,700
交際費	41,312,262
販売促進費	31,199,316
広告宣伝費	258,809
荷造運賃	20,426,326
支払手数料	4,693,322
支払報酬	10,910,600
研究費	1,938,487
修繕費	3,391,686
支払リース料	175,893
地代家賃	23,943,467
水道光熱費	2,772,976
保険料	1,602,530
定期保険料	946,615
租税公課	1,324,894
減価償却費	11,111,897
貸倒引当金繰入額	27,528,305
雑費	541,151
寄付金	50,000
特許等使用料	260,000
合 計	500,845,214

製造原価報告書

自：平成 31年 4月 1日
至：令和 2年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
I. 材料費	
期首材料棚卸高	384,427,620
材料仕入高	1,515,421,839
他勘定より振替高	18,262,000
合 計	1,918,111,459
他勘定への振替高	45,632,133
期末材料棚卸高	367,959,927
当期材料費	1,504,519,399
II. 労務費	
賃金	104,373,966
賞与	7,618,866
賞与引当金繰入額	9,013,500
法定福利費	20,090,002
退職給付費用	4,527,306
退職給付引当金繰入額	21,068,530
通勤費	3,240,712
派遣料	1,612,529
求人費	400,000
福利厚生費	597,045
当期労務費	172,542,456
III. 製造経費	
旅費交通費	1,091,161
通信費	1,515,460
備品・消耗品費	5,223,779
事務用消耗品費	1,447,917
図書費	19,365
諸会費	523,601
会議費	11,466
交際費	25,500
荷造運賃	62,580
支払手数料	7,059,535
修繕費	1,139,462
支払リース料	81,015
地代家賃	110,106
水道光熱費	2,682,198
租税公課	2,879,106
減価償却費	20,135,500
製品保証対象費	7,336,715
製品保証引当金繰入額	12,211,377
製品保証引当金取崩額	△14,413,627
特許等使用料	869,513
雑費	1,963,600
当期製造経費	51,975,329
IV. 外注加工費	52,146,414
当期総製造費用	1,781,183,598
期首仕掛品棚卸高	19,501,704
他勘定への振替高	1,235,024
期末仕掛品棚卸高	15,604,492
当期製造原価	1,783,845,786

株主資本等変動計算書

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

(単位:円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越 利益 剰余金							
当期首残高	90,000,000	217,500,000	130,962,380	348,462,380	7,980,750	142,412,168	784,543,562	934,936,480	△6,970,000	1,366,428,860	948,696	948,696	1,367,377,556
当期変動額													
当期純利益							166,499,093	166,499,093		166,499,093			166,499,093
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											△1,294,456	△1,294,456	△1,294,456
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	166,499,093	166,499,093	-	166,499,093	△1,294,456	△1,294,456	165,204,637
当期末残高	90,000,000	217,500,000	130,962,380	348,462,380	7,980,750	142,412,168	951,042,655	1,101,435,573	△6,970,000	1,532,927,953	△345,760	△345,760	1,532,582,193

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)有価証券の評価基準および評価方法

①その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

(2)たな卸資産の評価基準および評価方法

①商品・製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

②貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。また、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と販売見込期間(3年以内)に基づく定額法償却額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

当社製品のアフターサービスの費用に備えるため、過去の売上に係る補修費の実績を基準にして計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金については、退職給付に係る事業年度末における簡便法による自己都合要支給額から、内規で定める利回りを加算した確定拠出企業年金拠出額および中小企業退職金共済の試算給付額を控除した金額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、平成28年8月17日開催の臨時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給することを決議し、退任時に支給することといたしました。

これに伴い、該当する「役員退職慰労引当金」を取り崩し、打ち切り支給額の未払い分を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

(5)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」(会計基準第26号 2016年12月6日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当会計年度から適用し、退職給付に係る期末自己都合要支給額の金額から、内規で定める利回りを加算した確定拠出企業年金拠出額および中小企業退職金共済の試算給付額を控除した金額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法へ変更しております。

過年度の決算においては、退職日まで5年以内の従業員の退職金の見込給付額のうち日割り分を年度負担額として計上していましたが、退職給付の基本的な考え方に立ち変更しております。

この結果、当会計年度の退職給付引当金は、36,801千円増加し、繰越利益剰余金が36,220千円減少しております。また、当事業年度の営業利益および経常利益はそれぞれ36,239千円減少し、税引前利益は36,220千円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産は155円79銭減少し、1株当たり当期純利益金額は155円80銭減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則および会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は固定資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建 物	75,649 千円
<u>土 地</u>	<u>345,826 千円</u>
合 計	421,475 千円

担保権によって担保されている債務

一年内返済予定の長期借入金	4,056 千円
<u>長期借入金</u>	<u>2,086 千円</u>
合 計	6,142 千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 731,681 千円

(3)関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	42,142 千円
短期金銭債務	2,712 千円
(3)受取手形の割引高	69,281 千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	237,974 千円
仕入高	33,049 千円
営業取引以外の取引による取引高	1,500 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首の 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末の 株式数
発行済株式				
普通株式	240,685 株	－株	－株	240,685 株
自己株式				
普通株式	8,200 株	－株	－株	8,200 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

たな卸資産評価損	17,390 千円
未払事業税	11,125 千円
賞与引当金	6,787 千円
仮払交際費	2,448 千円
賞与に係る法定福利費	1,158 千円
未払確定拠出年金掛金	<u>276 千円</u>
小計	39,186 千円
評価性引当額	<u>△17,390 千円</u>
計	21,796 千円

繰延税金資産(固定)

退職給付引当金	17,870 千円
土地評価損	14,511 千円
貸倒引当金	8,869 千円
製品保証引当金	4,219 千円
未払役員退職慰労金	3,171 千円
投資有価証券	2,950 千円
一括償却資産	1,037 千円
敷金償却	542 千円
倒産防止協会積立金	<u>△2,764 千円</u>
小計	50,408 千円
評価性引当額	<u>△50,408 千円</u>
計	－千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会 社エフ ティグ ループ	東京都 中央区	1,344	情報通 信、環 境省エ ネルギ ー、小 売電力 サービ スの販 売	被所有 直接 93.3	当社製品 の販売	当社製品 の販売)	82,183	売掛金	16,322
						原材料の 購入	原材料の 購入	3,769	買掛金	425
						経営指導	経営指導 料の支払	6,000		
						役員の兼 任				

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 原材料の購入については、複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

3. 経営指導料については、当事者間の交渉により決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 ウェル ホ [®]	大阪府 大阪市 中央区	8	受付ロボ ット・受付 システム 機器の 販売	所有 直接 100	当社製品 の販売	当社製品の 販売	4,331	売掛金	-
							当社が販 売する商 品の購入	2,639	買掛金	924
							経営指導	300	未収入 金	110
							商品の販 売受託			
関連会 社	株式会 社エキサイ ター	東京都 中央区	3	コンピュ ーターソフト ウェア・コン ピューター システム・ 情報シス テム・通 信ネットワ ークの企 画・設 計・開 発・販 売・コンサ ルティング	所有 直接 40	当社が販 売するソフト ウェア等の 購入	販売用ソフト ウェア等の購 入	14,351	買掛金	324
							サポートサー ビス等の委 託	5,984	未払金	1,034
							経営指導	1,200	未収入 金	110
						役員・社 員の兼任	販売手数料 の収入			

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件および引き条件の決定方針等

1. ソフトウェア等の購入については、同社の原価等を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 商品の購入については、同社の原価等を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. サポート・サービス等の委託料については、サービスの内容・管理に係る経費等を勘案して決定しております。
4. 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有(被所 有)割合 (%)	関係当 事者との 関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	株式会 社アイ・イ ーグループ	東京都 豊島区	101	事務機 器、ネット ワーク機 器の販 売	なし	当社製品 の販売	当社製品の 販売	98,705	売掛金	17,149

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	6,592 円 18 銭
1 株当たり当期純利益	716 円 17 銭

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。